

平成30年4月吉日

港小学校保護者の皆様へ

高浜市立港小学校長
神谷 理

高浜市で震度5弱以上の地震が発生したとき、また高浜市に「大津波警報」または「津波警報」が発表されたとき、および「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」「Jアラート」が発表されたとき、の対応について

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動にご理解ご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、見出しの件について、「高浜市防災マップ」で示された港小学区の被害想定や、「高浜市地域防災計画」を基に、児童の安全確保の観点から、本校の対応について下記のようにしますのでよろしくお願いいたします。

記

1 高浜市で震度5弱以上の地震が発生したとき

(1) 登校する以前に発生した場合

① 登校させないでください。授業および学校行事を中止にします。

(2) 登下校時に発生した場合

- ① 最寄りの安全と思われる場所（空き地等）に避難します。
- ② 地域住民とともに高台へ避難します。＜一次避難＞
- ③ 落ち着いたら、家族と約束した場所へ避難します。＜二次避難＞
- ④ 学校に避難した場合は、項目1「南海トラフ地震に関連する情報」「Jアラート」が発表されたときの(3)「在校中に発表された場合」に準じて避難しますので、お迎えをお願いします。

(3) 在校中に発生した場合

項目1「南海トラフ地震に関連する情報」「Jアラート」が発表されたときの(3)「在校中に発表された場合」に準じて避難しますので、お迎えをお願いします。

- ※ 二次避難場所については、あらかじめ家族で話し合っておいてください。
- ※ 高浜市で震度5弱以上の地震が発生したときは、高浜市災害対策本部が設置されます。その後対策本部の解散を受けて、通学路や校舎の安全状況が確認できたら授業を再開します。授業再開の日時等については、メールマガジン、ホームページ等で発信します。なお、通信回線の遮断等でネットでの情報発信が不可能な場合は、広報車等でお知らせします。

2 高浜市に大津波警報・津波警報が発表されたとき

(1) 午前6時の時点で発表されている場合

- ① 登校させないでください。授業および学校行事を中止にします。
- ② 大津波警報の場合は、ただちに高いところへ避難してください。津波警報の場合は、各家庭の判断で状況により高いところへ避難してください。
- ③ 学校再開については、「大津波警報」発表時は、上記項目2「高浜市で震度5弱以上の地震が発生したとき」の※注釈に準じます。

また、「津波警報」発表時は、気象庁の「解除情報」の発表を受けた後に通学路や校舎の安全状況を確認して授業を再開します。再開の日時等については、メール

マガジン、ホームページ等で発信します。

(2) 登下校時に発表された場合

- ① 登校してきた児童への対応は、項目1「南海トラフ地震に関する情報」「Jアラート」が発表されたときの(3)「在校中に発表された場合」に準じて避難しますので、お迎えをお願いします。
- ② 下校後は、上記(1)「午前6時の時点で発表されている場合」に準じます。

(3) 在校中に発表された場合

- ① 授業および学校行事を中止し、ただちに高浜小学校に向けて避難します。
- ② 項目1「南海トラフ地震に関連する情報」「Jアラート」が発表されたときの(3)「在校中に発表された場合」に準じて避難しますので、お迎えをお願いします。
- ③ 学校再開については、上記(1)「午前6時の時点で発表されている場合」③に準じます。

3 「南海トラフ地震に関連する情報」「Jアラート」が発表されたとき ※「南海トラフ地震に関連する情報」はテレビ、ラジオで放送されます。

- ① 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された場合は、どの条件であっても、状況に応じて高浜市教育委員会からの指示により対応する。

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)の発表	条件①	通常通り (学校は通常通りの授業や登下校をすることを保護者にメールで知らせる。)			
	条件②	原則通常通り (学校は通常通りの授業や登下校をすることを保護者にメールで知らせる。)			
		発表された情報の緊急度(災害リスクの切迫度)に応じて、以下の対応をする場合がある。 (学校は対応の内容を保護者にメールで知らせる。)			
		在校中	登下校時・授業後	校外学習時	在宅中
条件③	通常通り (学校は通常通りの授業や登下校をすることを保護者にメールで知らせる。)				

〈参考〉

「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の発表条件

- 条件①：南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。
- 条件②：観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。
- 条件③：南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではないと評価された場合。

(※1)：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定。

- ② Jアラートが発せられた場合は状況に応じて高浜市教育委員会からの指示により対応する。

<連絡先 港小学校 教頭 加藤茂幸・安全主任 榎本 伸 電話 52-2031>